

都道府県・政令指定都市名	46 鹿児島県
--------------	---------

時点:2022年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	総務部男女共同参画局青少年男女共同参画課男女共同参画室
担 当 職 員 数	7 人 (専任 7 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	鹿児島県男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日 ( 西 暦 ) ・ 根 拠	1999年4月1日 根拠: 鹿児島県男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	副知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	鹿児島県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 ( 西 暦 )	2002年1月1日
構 成 員 数	20 人 (女性 12 人、男性 8 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 ( 西 暦 )	2018 年 4 月 ~ 2023 年 3 月
名 称	第3次鹿児島県男女共同参画基本計画
改 定 ・ 見 直 し の 予 定 時 期	2023年3月
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	2
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	鹿児島県男女共同参画推進条例
	公 布 日 ( 西 暦 )	2001年12月21日
	施 行 日 ( 西 暦 )	2002年1月1日
	最 終 改 正 日 ( 西 暦 )	2019年3月22日
無の場合	改 正 内 容	組織改編に伴い、審議会の所管部局を「総務部男女共同参画局」に変更
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年 月

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード	1:2022年4月1日	2:その他(西暦)	2022年3月31日
目 標 値	(西暦) 年度まで %	2022年度までに40%以上	
根 拠	第3次鹿児島県男女共同参画基本計画		
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律、政令、条例、要綱、要領等により設置されている審議会		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数( 87 )うち女性委員を含む審議会等数( 86 ) 延総委員等数( 1,661 )延女性委員等数( 671 ) 女性比率( 40.4 )
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数( 67 )うち女性委員を含む審議会等数( 66 ) 延総委員等数( 1,324 )延女性委員等数( 544 ) 女性比率( 41.1 )
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数( 36 )うち女性委員を含む審議会等数( 35 ) 延総委員等数( 888 )延女性委員等数( 336 ) 女性比率( 37.8 )
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数( 9 )うち女性委員を含む審議会等数( 8 ) 延総委員等数( 86 )延女性委員等数( 15 ) 女性比率( 17.4 )
目標値以外の目標設定			
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2 有の場合、1. 公表 2. 非公表
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人 ( 年 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1
		そ の 他 ( 女性委員登用促進要領 )	

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

調査時点コード	1:2022年4月1日	2:その他(西暦)	
管理職総数	(人)	(A)=(C+E+G)	
	うち女性管理職数(人)	(B)=(D+F+H)	
女性比率	(%)	(B/A)	
部局長相当職	(人)	(C)	
	うち女性数(D)		
女性比率(%)			
次長相当職	(人)	(E)	
	うち女性数(F)		
女性比率(%)			
課長相当職	(人)	(G)	
	うち女性数(H)		
女性比率(%)			
本庁	計	283	27 9.5
	うち一般行政職	167	23 13.8
支庁・地方事務所等	計	344	43 12.5
	うち一般行政職	147	20 13.6
全体	計	627	70 11.2
	うち一般行政職	314	43 13.7
再掲	警察関係	84	1 1.2
	教育委員会	52	9 17.3

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2022年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)		係長相当職(人)	うち女性数(人) 女性比率(%)		
		うち女性数(人)	女性比率(%)		うち女性数(人)	女性比率(%)	
本庁	計	694	137	19.7	1,190	61	5.1
	うち一般行政職	407	117	28.7	590	32	5.4
支庁・地方事務所等	計	814	136	16.7	2,186	101	4.6
	うち一般行政職	290	68	23.4	579	23	4.0
全体	計	1,508	273	18.1	3,376	162	4.8
	うち一般行政職	697	185	26.5	1,169	55	4.7
再掲	警察関係	297	18	6.1	912	97	10.6
	教育委員会	111	20	18.0	333	70	21.0

問7-3 新規昇任者数(2021年4月1日～2022年3月31日)

		課長相当職			課長補佐相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	24	8	33.3	104	34	32.7	61	1	1.6
	うち一般行政職	14	8	57.1	72	32	44.4	32	1	3.1
支庁・地方事務所等	計	95	11	11.6	152	30	19.7	101	1	1.0
	うち一般行政職	43	6	14.0	53	19	35.8	23	1	4.3
全体	計	119	19	16.0	256	64	25.0	162	2	1.2
	うち一般行政職	57	14	24.6	125	51	40.8	55	2	3.6
再掲	警察関係	16	1	6.3	36	2	5.6	79	8	10.1
	教育委員会	17	3	17.6	26	5	19.2	8	2	25.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長級	○		○			○	◎			○	
補佐級	○		○			○	◎			○	
係長級	○		○				◎			○	

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2021年4月1日～2022年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	1,848	172	9.3
昇格試験			

問7-6 女性公務員の採用状況(2021年4月1日～2022年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	385	161	41.8
うち上級	241	101	41.9
うち一般行政職	126	66	52.4
うち上級	84	44	52.4
うち警察関係	92	19	20.7
うち上級	39	6	15.4

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	1 鹿児島県教育委員会職員旧姓使用取扱要綱 2 鹿児島県警察職員旧姓使用取扱要綱 3 鹿児島県職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	1 鹿児島県教育委員会職員旧姓使用取扱要綱(趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 【以下は省略】 2 鹿児島県警察職員旧姓使用取扱要綱(趣旨) この要綱は、鹿児島県警察職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、職員の申出により引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて必要な事項を定めるものとする。 【以下は省略】 3 鹿児島県職員旧姓使用取扱要綱(趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 【以下は省略】

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2022年4月1日	2:その他(西暦)
---------	-------------	-----------

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人) 女性比率(%)		うち管理職数(人)	うち女性数(人) 女性比率(%)	
	うち女性数(人)	女性比率(%)		うち女性数(人)	女性比率(%)
63	6	9.5	9	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	鹿児島県男女共同参画センター		愛称・通称	
設置年月日(西暦)	2003年4月22日		施設形態	2 1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：892-0816 住 所：鹿児島県鹿児島市山下町14-50 電話番号：099-221-6603 FAX番号：099-221-6640 ホームページ：https://www.kagoshima-pac.jp			
管理・運営主体	1. 施設管理○ 直営(担当部局名：鹿児島県総務部男女共同参画局 ) 指定管理者(名称： ) その他( ) 2. 事業運営○ 直営(担当部局名：鹿児島県総務部男女共同参画局 ) 指定管理者(名称： ) その他( )			
職 員 数	常勤 4 人、非常勤 3 人	予算額	2022年度 22,223 千円	
主な事業	<input type="checkbox"/> 1. 広報啓発(主な事項 男女共同参画週間事業、情報紙の発行、子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業 ) <input type="checkbox"/> 2. 講座(主な事項： 男女共同参画基礎講座、学校への男女共同参画お届けセミナー、男性のための男女共同参画セミナー、女性のエンパワーメント事業、相談業務研修会、暴力被害者支援セミナー ) <input type="checkbox"/> 3. 相談事業(主な事項 一般相談、専門相談 ) <input type="checkbox"/> 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書、ビデオ、パネル展示、ホームページ、フェイスブック ) <input type="checkbox"/> 5. 苦情処理(主な事項 ) <input type="checkbox"/> 6. 交流促進(主な事項 ) <input type="checkbox"/> 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 「女性に対する暴力をなくす運動」街頭キャンペーン ) <input type="checkbox"/> 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項： ) <input type="checkbox"/> 9. 調査研究(主な事項 ) <input type="checkbox"/> 10. その他(主な事項： )			

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 鹿児島県女性団体連絡協議会 2. 無 名称等：	加盟団体数	9	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数		
問10-4 活 動 内 容		<input type="checkbox"/> 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 <input type="checkbox"/> 2. 機関誌の発行 <input type="checkbox"/> 3. 広報啓発パンフレット作成 <input type="checkbox"/> 4. その他 { 内容： 鹿児島県女性大会の開催 }			

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

<input type="checkbox"/> 1. 担当者連絡会議の開催 <input type="checkbox"/> 2. 市区町村職員研修会の開催 <input type="checkbox"/> 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 <input type="checkbox"/> 4. 関係情報の収集提供 <input type="checkbox"/> 5. 審議会等女性登用の働きかけ <input type="checkbox"/> 6. 補助金等の交付 { 名称： 概要： } <input type="checkbox"/> 7. その他 { 内容： }	
---	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

<input type="checkbox"/> 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 <input type="checkbox"/> 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ <input type="checkbox"/> 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 <input type="checkbox"/> 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

<input type="checkbox"/> 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 <input type="checkbox"/> 2. 研修受講職員の男女比を配慮 <input type="checkbox"/> 3. その他 { 内容： }
---

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2021年度予算 (千円)	2022年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	47,975	55,582	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.006 %	0.006 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

項目の設定	
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定 (○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	○
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
(5) その他(内容:)	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具体的項目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		○
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			○
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○		○
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩ 短時間正社員制度の導入			
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			
	⑬ その他			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		○
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○
	3 役員に占める女性割合に関する項目		○
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		○
	6 その他「登用促進等」に関する項目	○	○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9 短時間正社員制度の導入		○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1, 2を除く)		○
	12 その他	○	

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	「育児の日」協力企業(7, 8, 10)、かごしま結婚・子育てサポート宣言企業(7, 8, 10)、かごしま子育て応援企業登録制度(2, 12)、かごしま「働き方改革」推進企業認定制度(2, 4, 6, 7, 8, 10, 12)、鹿児島県女性活躍推進宣言企業制度(12)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	鹿児島県女性活躍推進優良企業知事表彰(1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	鹿児島県女性活躍推進会議
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	かごしま男女共同参画の状況
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期的場合	1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ( )		

問18-1 2022年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・ 県男女共同参画週間事業	パネル展示、シネマ&トーク、ワークショップ		7月
・ 若年層に対する意識啓発	学校への男女共同参画お届けセミナーの開催(男女共同参画・デートDV防止について)	高等学校20校	7月～2月
・ 若者による暴力未然防止の活動支援	県内大学生等自主グループによるワークショップ等の開催		11月～2月
・ 子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業	児童生徒・教職員保護者・地域住民等を対象としたワークショップ等の開催、教職員等向けワークショップ等の開催	12校	7月～1月
・ 県・市町村男女共同参画行政担当者等研修会	県及び各県との連絡調整や意見交換及び地域振興局等担当職員の研修を開催	84名	5月
・ 県男女共同基本計画等に関する普及啓発	学校管理職(新任校長・新任教頭、経験者教頭研修)、新規採用後期研修		5、6、10、11、12月
・ DVの防止及び被害者支援のためのアドバイザー派遣	配偶者暴力相談支援センター、市町村、民間団体が実施する研修会等へのアドバイザー派遣	3団体	
・ 「女性に対する暴力をなくす運動」の実施	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、パープルライトアップ・パネル等展示をはじめとした意識啓発等に取り組む		11月
・ DV防止支援関係者向けのリーフレットの配布	行政担当者、医療関係者、民生委員等、学校関係者向けにリーフレット(簡易マニュアル)を配布		
・ DV防止・相談窓口の広報啓発、相談窓口カードの活用等	相談窓口カードの配布、ラジオスポット等での相談窓口の広報		
・ 配偶者暴力相談支援センターへのコーディネーター派遣	配偶者暴力相談支援センター機能充実のため、コーディネーターを派遣	年間9回	
・ かごしまジェンダー平等推進プロジェクト事業	プロジェクトチームの運営や若者会議等を通して、ジェンダーギャップの解消に向けた気運醸成を図る		
・ 職場におけるジェンダー平等推進フォーラム	企業トップ等の意識改革を図るためのフォーラムを開催する	150名程度	11月
・ 男性の育児・介護休業取得促進セミナー	誰もがワークライフバランスを実現することができる職場づくりを促進するため、職場の管理職等を対象に研修会を開催する	50名程度	1～2月
・ 各分野で活躍する女性のロールモデル発信プロジェクト事業[九州知事会・人材活躍PT]	様々なキャリアを経て各県の企業等で活躍する女性を紹介する動画を作成し、発信することで、九州の女性のキャリアアップを支援する		
・ 情報紙の発行	「鹿児島県男女共同参画センターだより」の発行	各9000部	年2回
2. 表彰			
・ 鹿児島県女性活躍推進優良企業知事表彰	女性活躍推進に積極的に取り組んでいる企業を表彰	表彰企業 3社程度	6～8月
3. 講座			
・ 男女共同参画基礎講座	男女共同参画の推進に必要な知識と手段を学ぶ講座の開催		6、7、9、10月
・ 男性のための男女共同参画セミナー	男性の男女共同参画への正しい理解と職場や家庭、地域における固定的役割分担意識の気づきと解消を目指したセミナーを開催		9月
・ 女性のエンパワーメント事業	ジェンダー平等推進の観点から、様々な分野における女性の参画を促進するため、各種セミナーを開催し、女性の能力向上やネットワークの構築を支援		8～2月
・ 相談業務研修会	相談事業に係る相談員・担当者等を対象とした、DV被害者支援に必要な知識の習得や相談対応のスキルアップを図るための研修会の開催		6月
・ 暴力被害者支援セミナー	DVや性被害の本質を理解し、被害者に必要な対応について学ぶセミナー		11月
・ アドバイザー派遣事業	経済団体や事業所等に研修講師や社会保険労務士等のジェンダー平等に見識のあるアドバイザーや講師の派遣		9月～3月
・ ジェンダー平等推進専門家派遣事業	男女共同参画やジェンダー平等に関する基本的な知識や職場における取組、必要性等について、助言する専門家を社内研修等の場へ派遣する	8団体程度	6～3月
・ 困難を抱える女性のくらし・しごとサポート事業	困難を抱える女性の支援等を行う民生委員・児童委員等の関係者に対し、当該女性の理解や支援スキルを習得する研修を行う	7団体	7月以降
4. 相談事業			
・ 一般相談	男女共同参画相談員による一般相談(電話・面接)		
・ 専門相談	女性のための法律相談：女性弁護士による法律相談(第1・3火曜日)、メンタルヘルス相談：女性精神科医による相談(第3水曜日)、男性相談：男性相談員による相談(第2土曜日)		
・ スーパービジョンの実施	専門家による助言		6、9、11、2月
・ 若者を対象とした相談窓口「びあ・すてーしょん」	鹿児島大学医学部保健学科ボランティアサークル「ピア☆びあ☆かごしま」と共催により実施		毎月第3土曜日
・ 就労支援等専門相談員の配置	困難を抱える女性や市町村支援関係者から当該女性に係る生活から社会参加、就労までの一貫した相談支援を行うことができる専門の相談員を配置する		月2回
・ 女性のための法律110番	「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として実施(県弁護士会の共催で実施、女性の弁護士対応)		11月
5. 情報収集・提供			
・ ポータルサイトの運営	ジェンダー平等・男女共同参画についての情報を掲載するポータルサイトを運営し、県民に広く情報発信する		
・ 図書、ビデオ、DVD、パネル展示	男女共同参画に関する図書等の整備・貸し出し、パネルの展示等		
6. 苦情処理			
・ 男女共同参画に関する県の施策についての申出処理	男女共同参画の推進に関する県の施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について県民から申出を受ける		
7. 交流促進			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・ 女性に対する暴力防止キャンペーン	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、民間団体、関係機関と連携して街頭キャンペーンを実施		11月

9. 国際交流・海外派遣事業			
・			
10. 調査研究			
・			
11. その他			
・ かがしま男女共同参画の現状	男女共同参画推進条例に基づき、県及び市町村の状況等を取りまとめ、県のホームページ等で公開する		
・ 配偶者等からの暴力対策会議	関係機関による会議を開催し、連携の強化やDV対策の推進を図る	8月	
・ 男女共同参画地域推進員制度	県が指定する講座の修了生の中から、市町村長の推薦を経て、知事が委嘱する(委嘱式、連絡会議)	5月、2月	
・ 女性活躍推進会議	関係機関による協議会を設置し、女性の活躍に向けた取組を推進する		
・ チア・トイレ	経済的な理由等から生理用品を買えない、又は使えない女性や女の子を支援する		
・ 「生理の貧困」支援促進事業	「生理の貧困」に関する県内の現状・課題等をまとめたガイドブックを作成し、市町村や関係機関等に配布する。併せて県の相談機関や市町村等に、生理用品を無料で提供する。	ガイドブック3,000部、生理用品約10,000パック、リーフレット15,000部	8月～

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査

議 会 名	鹿児島県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。		1
(欠席事由として明記した規定がある場合について)取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。		3
【参考】労働基準法第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。			
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1
規 則 名	鹿児島県議会会議規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他( )		2
規 則 名	明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	1 明記した規定がある。 2 明記した規定はないが、運用上認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産		4	
育児		1	
家族の看護		2	
家族の介護		1	
疾病		1	
その他		1	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4
議会におけるハラスメント防止に関する取組	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		1
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他( )		○
規 則 名	明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
(ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている場合)内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。		3
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		3
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		2
規 則 名	案本文		
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

2	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)	
計画、指針名		
該当部分の規定		

調査時点コード: 2

1. 2022年4月1日 2. その他(西暦) ( 2022年3月31日 )

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 2020年7月28日	～	2024年7月27日
副知事		2 人	(女性 0 人、	男性	2 人)

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付けています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考	
1	都道府県防災会議(会長を含む)	57	17	29.8		
	都道府県防災会議(委員のみ)	56	17	30.4		
	内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	0	0.0	その職に女性がいないため
		2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	その職に女性がいないため
		3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	その職に女性がいないため
		4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	その職に女性がいないため
		5号 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者	3	0	0.0	その職に女性がいないため
		6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	その職に女性がいないため
7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	20	8	40.0			
8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	9	9	100.0			
2	国土利用計画地方審議会	16	7	43.8		
3	土地利用審査会	7	3	42.9		
4	都道府県交通安全対策会議	18	2	11.1		
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。					
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	41	17	41.5		
7	精神医療審査会	29	13	44.8		
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会					
9	都道府県医療審査会	21	4	19.0		
10	准看護師試験委員会	15	7	46.7		
11	麻薬中毒審査会	5	2	40.0		
12	地方社会福祉審議会	39	15	38.5		
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	19	10	52.6		
14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	5	45.5		
15	国民健康保険審査会	9	4	44.4		
×	16 都道府県農業共済保険審査会				2022年3月31日廃止	
17	都道府県森林審議会	12	5	41.7		
18	都道府県建設工事紛争審査会	10	5	50.0		
19	建築審査会	7	3	42.9		
20	都道府県建築士審査会	7	3	42.9		
21	都道府県都市計画審議会	16	5	31.3		
22	開発審査会	7	3	42.9		
23	私立学校審議会	12	5	41.7		
24	石油コンビナート等防災本部	31	1	3.2		
25	公害健康被害認定審査会	6	0	0.0	本審議会は特殊性が強く高度な専門知識を必要とするため	
×	26 素素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)					
×	27 都道府県児童福祉審議会					
28	地方港湾審議会	22	7	31.8		
×	29 土地区画整理審議会					
30	教科用図書選定審議会	20	10	50.0		
31	介護保険審査会	27	12	44.4		
32	都道府県固定資産評価審議会	11	5	45.5		
33	感染症の診査に関する協議会	33	12	36.4		
34	警察署協議会	251	124	49.4		
35	土地収用事業認定審議会	5	3	60.0		
×	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会					
37	都道府県国民保護協議会	51	7	13.7		
×	38 地方独立行政法人評価委員会					
×	39 市街地再開発審査会					
×	40 都道府県職員委員会					
×	41 自然再生協議会					
42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0		
43	後期高齢者医療審査会	9	5	55.6		
×	44 留置施設視察委員会					
×	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会					
46	指定難病審査会	29	4	13.8		
47	小児慢性特定疾病審査会	7	3	42.9		
48	行政不服審査会	5	2	40.0		
49	地域医療対策協議会	18	4	22.2		
×	50 幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関					
×	51					
×	52					
×	53					
<b>合 計</b>		888	336	37.8		
<b>女性委員0の審議会数</b>		1				



## 3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	35	3	8.6	
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
	合 計	86	15	17.4	
	女性委員0の委員会数	1			